

北見市観光情報ソーシャルメディア運用ガイドライン

令和2年11月6日策定

北見市商工観光部観光振興室

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、北見市観光情報発信においてソーシャルメディアを積極的かつ安全に活用するため、円滑に開設・運用するためのポイントと、基本事項、順守事項等の活用方法を規定する。

2 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、「北見市観光振興室【公式】北見 MYLOVE 地域の宝」（以下、本市観光公式アカウントという。）のソーシャルメディアを運用する全ての者に適用する。

3 基本ルール

- (1) 当基本ガイドラインを遵守しソーシャルメディアを運用する。
- (2) 各ソーシャルメディアの具体的な運用については、別途運用ガイドラインを作成する。
- (3) 本市観光公式アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
- (4) 管理者においては、定期的に掲載内容を確認すること。
- (5) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務に関する規程を遵守しなければならない。
- (6) 職務上知り得た秘密に関しては守秘義務を遵守するとともに、個人情報の取り扱いについては、北見市個人情報の保護に関する条例（平成18年3月5日条例第17号）の規定を遵守しその取り扱いには十分に注意すること。
- (7) 基本的人権、著作権等を侵害することのないように十分に注意すること。
- (8) 発信する情報は正確かつ簡潔に記述するとともに、その内容について誤解を招くことのないように努めること。
- (9) ソーシャルメディアを利用した情報発信については、所属内の決裁は不要とする。ただし、市としての公式の見解などを発信する場合には、必要に応じて決裁を受けることとする。

4 禁止事項

- (1) 誹謗中傷する内容。
- (2) 人権、思想、信条、職業等で差別、又は差別を助長する内容。
- (3) 違法行為、又は違法行為を助長する内容。
- (4) 職員の個人的見解や意見等。
- (5) 職務上知り得た秘密や個人情報。
- (6) 本市、又は第三者の権利を侵害する内容。
- (7) 本市のセキュリティを脅かすおそれのある内容。
- (8) 信憑性・信頼性の無い情報、又は噂や風評等を助長させる内容。
- (9) わいせつな内容、その他公序良俗に反する内容。
- (10) 本市施策の意思形成過程の未確定情報等（パブリックコメント等、ルールを決めたうえで市が意見等を広く求める場合を除く）。

5 本ガイドラインの変更について

本市は、予告なしに本ガイドラインの変更を行う場合がある。

附則

本ガイドラインは、令和2年11月6日から施行する。